

子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外分) のご案内

子育て世帯の支援のため、新たな給付金の支給を実施します！

1. 支給対象者 (※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

■以下の①または②に該当する方

① 令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)(前回の給付金)の支給対象者であった方

(申請の要否に関わらず、前回の給付金を受け取った方又は受け取りを拒否した方)

② {
・ 令和5年3月31日時点で
18歳未満の児童(障害児の場合、20歳未満)
を養育する父母等(※令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)
であって
・ 令和5年1月1日以降の家計が急変し、
住民税非課税相当の収入となった方

対象児童年齢 2005年(平成17年)4月2日から2024年(令和6年)2月29日
生まれの児童(障害児は2003年(平成15年)4月2日生まれ以降)

2. 支給額

児童1人当たり一律 **5万円**

■支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

*給付金に関する疑問は、下記コールセンターまでお電話ください。

●岡山市役所 岡山っ子育成局子育て支援部こども福祉課
「子育て世帯生活支援特別給付金」窓口
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

0120-288-232 (受付時間 平日8:30~17:00)



3. 給付金の支給手続き

■ 令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金 (前回の給付金) の支給対象者であった方 (表面1.①に該当する方)

- ▶ 給付金は、**5月29日**に振り込み予定です。(申請不要)
- ▶ 児童手当・特別児童扶養手当を受給している方は当該手当の受給口座に、それ以外の方は令和4年度と同給付金の受給口座に振り込みます。

■ 上記以外の方 (表面1.②に該当する方)

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに**郵送**で、または岡山市の**窓口**に直接ご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。
- ▶ 申請書等の郵送を希望される場合は、表面のお問い合わせ先にお電話ください。
- ▶ 申請受付窓口開設について

受付窓口を期間限定で開設しています。

- ・岡山市役所地下1階会議室 (令和5年6月12日～令和5年9月29日)
- ・岡山市役所9階会議室 (令和5年10月2日～令和6年2月29日)
- ・中区役所4階、南区役所3階、東区役所2階特設窓口
(令和5年6月12日～令和5年8月31日)

受付時間 午前8時30分～午後5時15分 (土日祝日を除く)

▶ 申請期限

申請は令和6年2月29日までに必着のこと。※令和6年2月後半に出生した場合のみ、出生日の翌日から15日後まで延長可。(最長令和6年3月15日まで)



**「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。**

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。